

令和6年度『三春の宝物』再発見！三春町文化財保存活用地域計画フォーラム 第1回 《地域の宝物》文化財ってなんだろう？」抄録

- 1 日時 令和6年9月21日（土）午前10時～11時50分
- 2 場所 三春交流館「まほら」小ホール
- 3 登壇者 平田禎文総括主幹兼館長、西宏恵主査
- 4 配布資料
 - ・『地域の宝物』未指定文化財ってなんだろう？
 - ・《地域の宝物》身近な文化財の例
 - ・区長の皆さんより寄せられた、地区で管理している 《地域の宝物》
 - ・地域総がかりでつくる文化財保存活用地域計画
 - ・三春町の文化財
 - ・三春町文化財保存活用地域計画フォーラム ご意見シート

フォーラムの経過および要旨

1. 開会

2. 歴史民俗資料館長あいさつ

本日は、令和6年度『三春の宝物』再発見！三春町文化財保存活用地域計画フォーラム 第1回《地域の宝物》文化財ってなんだろう？」にご参加いただき、ありがとうございます。

このフォーラムは、昨年度末から作成に着手しております「三春町文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」）について、町民の皆さんと勉強しながらご意見をいただき、計画策定に活かしていきたい、ということで実施しています。

もともとは、三春町文化財保護審議会の委員と町民の皆さんとの意見交換の場として、年に一度、「文化財フォーラム」として実施していましたが、これを拡大する形で、地域計画策定の中で、今年度から来年度にかけて複数回の開催を計画しています。

今回はその第1弾ということで、歴史民俗資料館の職員2名が、三春町の文化財全般について説明させていただき、その後、参加者の皆さんと意見交換を行いたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

3. 基調報告①「三春町の指定文化財の紹介」平田禎文総括主幹兼歴史民俗資料館館長 別紙「三春町の指定文化財の紹介」にそって説明

【説明概要】

- ・文化財の定義の説明。
- ・明治時代以降の文化財保護の歴史的経緯の説明。
- ・文化財保護法上での文化財の区分にそって、写真を交えて三春町の指定文化財を説明。
- ・これまでの文化財保護のあり方と、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用についての説明。
- ・文化財保存活用地域計画の策定についての説明。

4. 基調報告②『『地域の宝物』未指定文化財ってなんだろう?』 西主査

別紙『『地域の宝物』未指定文化財ってなんだろう?』にそって説明

【説明概要】

- ・未指定文化財、《地域の宝物》の定義について説明。
- ・具体例として、下舞木薬師堂の春の祭礼（動画）、廃絶してしまうものの例として七草木の草光山阿弥陀院尊陽寺（写真）、貝山の念仏太鼓（動画）等を紹介。
- ・文化財の活用の例として、旧吉田家住宅主屋・紫雲閣でのイベントを紹介。
- ・今回の地域計画策定にあたって、《地域の宝物》を掘り起こし、総合的な理解の元、それぞれを結びつけ、保存し、まちづくりに活用する方法を探っていきたい。
- ・参加者の皆さんにお願いしたいこととして、①10月に全戸配付する予定のアンケートの回答、②各地区において実施予定の住民懇談会（ワークショップ）への参加、の2点がある。ご協力をお願いしたい。

5. 意見交換

①「三春町文化財保存活用地域計画フォーラム ご意見シート」に寄せられた質問への回答

問：今後、未指定文化の保存活用に対する補助的なメニューは考えているか。

⇒事務局) 神社や仏堂などの修繕費用についてよく相談が寄せられるが、文化財に指定されていない宗教関係のものについては補助ができない。今後、地域計画を作成する中で、何かしら支援ができるような仕組みを検討したいので、町民の皆さんが文化財について困っていることや、町へ求めることがあれば、ご意見を伺っていきたい。

問：地域計画の作成にあたり、国の認定を得る手続きは歴民が行うのか。それともコンサル的な存在があるのか。

⇒事務局) 地域計画の作成や認定手続きについては歴史民俗資料館で行う。作成に当たり、アンケートの集計や図表の作成等、補助的な業務をコンサルティング業者に一部委託している。

問：(地域計画の作成にあたり) 地域指定の範囲、在り方が知りたい。

⇒事務局) 今後、地域計画の具体的な中身を作成する中で、協議しながら設定していきたい。

問：旧吉田家住宅は、何年ごろまで吉田さんが住んでいたのか。

⇒事務局) 旧吉田家住宅には平成4～5年くらいまで所有者の方が居住しており、その後平成6年に町が譲り受けた。

問：沢石地区の中山家は、いつでも見学に行けるのか。

⇒事務局) 中山家住宅は現在、所有者の方が居住しているので、外観のみで、中の見学はできない。今後、移築をするなど、所有者や地元の皆さんと協議しながら、活用の方法を検討していきたい。

②全体を通しての質疑、意見交換

(文化財の捉え方、民俗芸能の披露の場について)

参加者) 文化財を一つずつ保護しようとする、費用もかかるし、活用が難しい面がある。地域計画策定の際は、面的、エリアを指定して、そこにある文化財を結びつけて捉える、という考え方

を検討していただきたい。

また、今年10月に行われる伝統文化公演のように、例えば年に1度、民俗芸能の披露の場を設けるといったことも計画の中に盛り込んではどうか。

事務局) 地域計画では、「文化財保存活用区域」といって特定の地区を設定したり、「関連文化財群」といって、関連する文化財を一定のまとまりとして捉えたりする方法があるので、計画作成の中で検討したい。

また、三春交流館運営協会が、「伝統文化公演」をここ数年実施していただいているが、こういった披露の場を定期的に設けていく、といったことも検討の上で計画の中に盛り込んでいければ良いと思っている。

(広域連携について)

参加者) 基調報告の中で、三春人形や三春駒についての言及がなかったが、ああいうものは文化財に指定されているのか。

事務局) 三春人形や三春駒は、現在は文化財として指定はされていない。三春人形の古人形については、選定の上で指定することは可能だと思う。また、人形を現在制作している方については、技術の保持者ということになるので、何かしら支援できればと考えているが、現在、三春町内で制作している所が1箇所しかなく、三春駒は町内では作っていない、という状態である。これらは今現在、郡山市の高柴が中心になっているので、そちらとの連携も考えていきたい。

郡山市や田村市などとは、歴史的・文化的なつながりがあるので、地域計画の中に盛り込めるかは分からないが、今後連携しながら事業を展開できればと考えている。

参加者) 今出た高柴もそうだが、例えば常葉や都路で三春駒(馬産)を昔育てていたりなど、町内だけではとらえきれないこともあるのではないか。

参加者) 町や市といった行政エリアと、歴史や文化関連のエリアは別のものだと思う。この地域計画自体を広域のものにはできないのか。

事務局) 今回の地域計画は、基本的に市町村単位で作るものなので、広域での計画作成はできないが、広域連携を推進する、といった内容を盛り込むことはできると思う。例えば「日本遺産」は、主に複数の市町村で設定するものだったので、こういった制度の動向も注視していきたい。

参加者) 郡山市や田村市と協議した上で、三春町域の外にも三春の歴史文化が根付いている、といった歴史文化エリアについての記述が地域計画の中でできないか、ぜひ検討していただきたい。

事務局) 近隣市町村や、県・国にも確認しながら、可能であれば盛り込んでいきたい。

(記録動画について)

参加者) 基調報告で流してもらった動画(下舞木薬師堂、貝山念仏太鼓)や、他にも伝統文化に関する動画があれば、町の公式 youtube に掲載するなど、広く見てもらうように検討していただきたい。こういった行事があることは、町民にもほとんど知られていないと思う。

また、定期的に披露の場を設けることで、保存団体の方のやりがいにもつながるかもしれないし、三春の伝統文化に生でふれて、知ってもらえる機会になるのではないか。

事務局) 動画については、今年度中に資料館ホームページを大幅に改修し、その中に掲載できるよう準備を進めているところ。また、町公式 youtube に掲載するなど、なるべく多くの方に見ていただけるようにしたい。

また、先ほども話したとおり、伝統芸能等を発表する機会を定期的に設けることも計画作成の中で検討していきたい。

参加者) 先ほどの動画について、音が非常に聞き取りづらかった。今後、撮影を外注するなど、見た人が感動するような動画の作成も検討した方がいいのではないか。

事務局) 音については、今回の再生機材が良くなかったので聞き取りづらかった。本来の動画の音はここまで悪くはない。今後、できれば撮影については専門業者に依頼できたらと考えている。

事務局) 撮影を請け負う業者を探しているが、なかなか見つからない状況。現在町に赴任している地域おこし協力隊の方は、動画作成がご専門なので、今後協力を仰ぎながら作成していきたい。

(観音、石仏・石塔などについて)

参加者) 「観音巡り」といったものが各地にあるが、三春にはそういった観音様はあるのか。また、石仏や石塔についてなにか資料はあるのか。

事務局) 田村地区全体にまたがる「田村三十三観音」というものがあり、これに数えられている観音が三春にも5件程度ある。また、石仏や石塔については、現状まとまった資料はなく、資料館として把握できていない。皆さんに情報をいただきながら整理し、計画の中にも今後調査を行う旨盛り込んでいきたい。

(文化財保護の範囲について)

参加者) 文化財保護審議会委員の廣田と申します。感想として申し上げるが、そもそも、文化財としての民俗芸能と宗教行事との切り分けが難しいと感じる。特に宗教に関連する行事について、行政としてどこまで保護するのか、議論が必要ではないか。

後継者が不足し、住民の関心が薄くなりつつある中で、すべての行事を保護することは難しく、最終的には優先順位をつけざるを得ないのではないか。

また、保護するといっても、民俗芸能の場合は、参加する人が楽しくないと結果的にすたれていく。こういうものは引き継がれる中で、変化していくものであるということを念頭に置く必要がある。

先ほど出た、行政区である町域と歴史文化のエリアは異なる、という議論にもつながるが、どこまでを文化財とするのか、どこまでをどう保護していくのか、ということは非常に難しい問題だと感じた。

事務局) この夏、各地区のまちづくり協会でお話を伺ったが、子どもがいない、人がいない、その中で文化財の継承がどんどん難しくなっている、という話をかなり聞いた。特に民俗文化財については、参加する人が負担だ、存続するのが難しいという意向であれば、無理に存続させるのではなく、せめてきちんと記録保存する、という対応も必要と考える。また、岩江地区では、昔やっていたどんど焼きを復活させたいという声もあった。記録が残っていれば、後に復活させたりする際の資料ともなるので、そういった取組も進めていきたい。

6. 閉会